

# 人工・合成の用語の削除 無添加・不使用表示の問題

人工・合成の用語や、食品添加物の無添加や不使用の表示は、それを使用しないことが優良であるような誤認を消費者に与え、場合によっては安全性を軽視する可能性もあるので不適切である。



ガイドラインの策定へ  
(2021年3月から1年かけて検討会開催)

# 義務表示と任意表示

食品表示は、

- (1) 表示する必要があるもの（義務表示）
  - (2) どちらでもないもの（任意表示）
- に分けることができる。

- (1) 義務表示は、食品表示法で決められている。
- (2) 任意表示は、基本的に何でも書いてよいが、消費者を誤認させてはならず、景品表示法や薬機法等で「書いてはいけないこと」が決められている。

# 食品表示の関連法律

- ①JAS法
- ②食品衛生法
- ③健康増進法

消費者庁のもとで義務表示の部分が一元化されて、2015年4月より**食品表示法が施行された**

- ④不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)
- ⑤健康増進法
- ⑥薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
- ⑦計量法
- ⑧不正競争防止法

\* 他にもトレーサビリティ法、容器包装リサイクル法、PL(製造物責任)法など

# 食品表示～SDGsの視点から考える

名称	ポテトチップス
原材料名	じゃがいも(国産又はアメリカ)、植物油、黒こしょう、デキストリン、食塩、砂糖、ぶどう糖、コーンスターチ、酵母エキスパウダー(豚肉を含む)、オニオンパウダー、粉末しょうゆ(小麦・大豆を含む)、発酵酵母エキスパウダー、調味動物油脂、シナモン/調味料(アミノ酸等)、香辛料抽出物、酸味料、香料、酸化防止剤(ビタミンC)
内容量	65g
賞味期限	表面に記載
保存方法	直射日光の当たる所、高温多湿の所での保存はさけてください。
	株式会社 東京都千代田区丸の内 製造所固有記号はこの面の右上に記載

栄養成分表示(1袋65g当たり)		塩分	
エネルギー	331kcal	炭水化物	40.7g
たんぱく質	4.0g	食塩相当量	0.6g
脂質	16.9g		

- 品名
- 原材料名
- 内容量



- 賞味期限
- 保存方法



- 表示責任者



- 栄養成分表示



食べ物が制約されている人や健康志向の強い人等のために、さまざまな**プラントベース食品**※が開発されている。

※プラントベース食品：主に植物由来の原材料で、肉などの畜産物や魚などの水産物に似せて作った商品

プラントベース食品の普及は、世界人口の増加に伴う**食糧問題の解決**や、CO2排出量の抑制といった**地球環境の維持・向上**への効果も期待されている。

今後、世界的に需要が拡大すると見込まれているため、**政府として初めて、表示に関するQ & Aやチラシを作成し、公表**する。



## 1 景品表示法に関するQ & Aの概要

**商品名に「肉」「魚」「乳」「ミルク」「バター」等の文言を使用⇒** 下表のような表示を併記した上で、一般消費者が、**表示全体**から、食肉・乳飲料・魚等（以下「食肉等」という。）ではないのに食肉等であるかのように**誤認をしない表示がなされていれば、景品表示法上問題となることはない。**

食品の種類	商品名・メニュー名	商品名とは別に併記する表示例
代替肉	大豆肉、ノットミート	「大豆を使用したものです」「原材料に大豆使用」「肉不使用」
	大豆からつくったハンバーグ	代替肉の使用割合が <b>100%でない</b> 場合、その使用割合
代替乳飲料	オーツミルク、ライス乳	「オーツ麦を使用したものです」「牛乳や乳飲料ではありません」
代替チーズ・代替バター	ネクストチーズ、ネオバター	「豆乳で作りました」「乳製品ではありません」
代替魚	植物ツナ、代替マグロ	「野菜で作りました」「原材料に野菜を使用」「魚不使用」
代替はちみつ	Bee Free はちみつ	「〇〇（原材料名）で作りました」「はちみつ類ではありません」
輸入品	〇〇Milk、〇〇butter	「牛乳や乳飲料ではありません」「乳製品ではありません」

## 2 食品表示法に関するQ & Aの概要

表示の種類	表示項目又は対象食品	表示ルール
一括表示	原材料名	原材料名は「 <b>その最も一般的な名称をもって表示する</b> 」こと（「 <b>代替肉</b> 」は不可）。例えば、大豆から作られている食品の場合には、「 <b>大豆</b> 」「 <b>大豆加工品</b> 」等と記載。
食物アレルギー表示	コンタミネーション（意図せぬ混入）	食肉等の混入の可能性を排除できない場合には、例えば一括表示枠外に「 <b>本品製造工場では牛肉を含む製品を生産しています。</b> 」等の <b>注意喚起表示をすることが望ましい</b> 。
	代替卵・昆虫食	特定原材料に該当しないため、食物アレルギー表示は <b>必要なし</b> 。なお、注意喚起表示を行うことは可能。

## <バーコードスキャン機能>



## <お気に入り・並び替え機能>



見たい・知りたい情報を事前に登録！並び替え機能で見やすく！

## <アラート機能>



事前に登録した情報に応じてアラート表示で見落とし防止！

## <類似商品提案機能>



類似食品の提案・比較により商品の選択に！

## <摂取目安との比較機能>



1日あたりの摂取基準量で健康づくりに！

スマートフォンアプリで商品のバーコードをスキャンすると...